

## 第 18 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 11 月 25 日（木）午後 1 時 00 分より、役場各種委員会室において第 18 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

4	番	江	郷		弘
7	番	高	島	茂	和



議長 これより、第18回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は10名でございます。  
江郷委員、高島委員におかれましては欠席届が出されております。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。3番 久保 委員、  
5番 南 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第18回南幌町農業委員会総会は、11月25日 本日1日限り  
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第18回南幌町農業委員会総会  
は、11月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年10月27日、第17回農業委員会総会を開催した。  
11月9日、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。  
15日、あっせん委員会が開催され、関係委員出席した。  
22日、南幌町表彰審議会に会長・会長職務代理者出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございます  
しますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和3年11月25日提出。

南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で23,357㎡他計7筆ございまして123,812㎡となります。届出をした日ですが、令和3年11月〇日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 報告第2号 農地の使用貸借の解除についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地の使用貸借の解除について。  
このことについて、農地使用貸借の解除した旨の通知があったので報告する。令和3年11月25日提出。  
南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地の使用貸借の解除につきましては、1件でございます。  
賃貸人は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で  
19,598㎡となり、使用貸借の解約日は、令和3年11月1  
日でございます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地の使用貸借の解除  
については報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通  
知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。  
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、  
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を  
求める。令和3年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規  
定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。賃借人が、  
南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の内、田で  
11,014㎡となり、賃貸借の合意解約日は、  
令和3年〇月〇日でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第7 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第17回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、審議願ひ、意見を求める。令和3年11月25日提出。  
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、10,820㎡となります。あっせん年月日は、令和3年11月15日。結果につきましては、成立でございます。価格については、畑10aあたり〇〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇でございます。あっせん委員につきましては、8番 野呂田 委員、9番 上野 委員、12番 鍋山 委員となります。

2件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で、1,695㎡となります。

あっせん年月日は、令和3年11月15日。結果につきましては、  
成立でございます。価格については、田10aあたり  
〇〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は、南幌町南〇線西〇番地、  
〇〇〇〇でございます。あっせん委員につきましては、  
8番 野呂田 委員、9番 上野 委員、12番鍋山 委員以上  
の結果となっております。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補  
足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果につ  
きましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。

---

議 長 **日程第8** 議案第3号 農用地等のあっせん申出についてを議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地等のあっせん申出について。  
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定  
により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号  
により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の  
指名を願う。令和3年11月25日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、3件でございます。

1件目のあっせん申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で

1, 352㎡他計2筆ございまして、2, 962㎡となります。

2件目のあっせん申出者は、岩見沢市〇〇町〇〇〇〇〇の〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で6, 859㎡他計2筆ございまして、8, 267㎡となります。

3件目のあっせん申出者は、恵庭市〇〇町〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 983㎡となります。以上でございます。

9番 議長 9番

議長 9番 上野委員

9番 只今申出のありました1件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇氏が適格であると提案いたします。

6番 議長 6番

議長 6番 青木委員

6番 2件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。

また、3件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇氏が適格であると提案いたします。  
以上でございます。

議長 只今、上野委員、青木委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、5番 南委員、6番 青木委員 12番 鍋山委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第3号農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第9** 議案第4号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 買入協議の要請について。  
農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和3年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、4件でございます。

1件目の買入申出者は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,951㎡、他計2筆ございまして39,549㎡となります。

2件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,786㎡他計7筆ございまして96,293㎡となります。

3件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で1,159㎡他計3筆ございまして44,251㎡となります。

4件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で965㎡他計4筆ございまして62,760㎡となります。  
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第10 議案第5号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和3年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。

農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。格納庫を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、江別市〇〇町〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇の内、田で462㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、農振地域外に土地を求めるべく検討を行いました。南幌町土地利用計画上で、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されており、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので格納庫の建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外地として当地が本計画の最適と判断し選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、土地造成462㎡、格納庫194.40㎡、作業通路234.40㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。

転用計画にかかる事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建築、工事計画の着工は令和3年〇〇月初日、完了が令和4年〇月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分に

については、農用地区域内農地で、462㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く、耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第11** 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和3年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第6号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件、使用貸借によるものが4件でございます。

1件目の所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で12,005㎡となります。

申請理由は、譲渡人が高齢になり、後継者もいないため、農地を処分することにしました。譲受人は申請地を取得し、農業経営に取り組みたく申請に及びました。

別にお配りしている資料2農地法第3条調査書により説明いたします。資料2の1をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は譲受人は、農地所有適格法人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は譲受人は農地所有適格法人であり、該当しない。同項第5号は譲受人の耕作の事業に供すべき農地面積は、2ヘクタール未満であるが、施設野菜の栽培であり、農地法施行令第2条第3項第1号の例外規定に該当するので該当しない。同項第6号は所有権移転につき該当しない。同項第7号は施設野菜の栽培であり、周辺の農地の農業上、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

続きまして、経営移譲による使用貸借の1件目の貸主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。借主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で41,090㎡他計19筆ございまして489,013㎡となります。申請理由は、貸主が農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料2の農地法第3条調査書により説明い

たします。資料 2 の 2 をご覧ください。第 2 項第 1 号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第 2 号は借主は個人であり該当しない。同項第 3 号は信託ではないので該当しない。同項第 4 号は借主は年 240 日農作業に従事していることから該当しない。同項第 5 号は農地の下限面積 2 ヘクタールを超えているので該当しない。同項第 6 号は使用貸借につき該当しない。同項第 7 号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、白倉委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

2 件目の貸主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。借主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で 1, 463 m<sup>2</sup>他計 7 筆ございまして 128, 420 m<sup>2</sup>となります。申請理由は、貸主が農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料 2 の農地法第 3 条調査書により説明いたします。資料 2 の 3 をご覧ください。第 2 項第 1 号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第 2 号は借主は個人であり該当しない。同項第 3 号は信託ではないので該当しない。同項第 4 号は借主は年 240 日農作業に従事していることから該当しない。同項第 5 号は農地の下限面積 2 ヘクタールを超えているので該当しない。同項第 6 号は使用貸借につき該当しない。同項第 7 号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、山田委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

3 件目の貸主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。借主は、

南幌町〇〇〇丁目〇番〇の〇〇〇号、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で  
2, 830㎡他計17筆ございまして258, 269㎡となります。  
申請理由は、貸主が農業を継いでいる娘婿に経営面を移譲し、  
私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも  
農業に専念したい。

別にお配りしている資料2の農地法第3条調査書により説明いた  
します。資料2の4をご覧ください。第2項第1号は借主の経  
営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作  
業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地  
のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当し  
ない。同項第2号は借主は個人であり該当しない。同項第3号は  
信託ではないので該当しない。同項第4号は借主は年240日農  
作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下  
限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は  
使用貸借につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の  
効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ  
ることから該当しない。なお、山田委員が、現地調査を行い、周  
辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はない  
ことを確認しております。

4件目の貸主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

借主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で  
756㎡他計44筆ございまして630, 199㎡となります。  
申請理由は、貸主が農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私  
は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農  
業に専念したい。

別にお配りしている資料2の農地法第3条調査書により説明いた  
します。資料2の5をご覧ください。第2項第1号は借主の経  
営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作  
業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地  
のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当し  
ない。同項第2号は借主は個人であり該当しない。同項第3号は  
信託ではないので該当しない。同項第4号は借主は年240日農

作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は使用貸借につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

3番 議長3番

議長 3番 久保委員

3番 所有権移転の件と使用貸借の4件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

1番 議長1番

議長 1番 白倉委員

1番 使用貸借の1件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

10番 議長10番

議長 10番 山田委員

10番 使用貸借の2件目と3件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

議 長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 日程第12 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和3年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は、江別市〇〇町〇〇〇番地の〇、〇〇〇〇。

所在と地番は空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇の内、田で462㎡です。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存施設敷地に隣接し、利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。なお、土地所有者の〇には、同意書を得ています。

続いて、資料3の農地法第4条調査書について説明いたします。  
資料3をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用区域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。

(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

9 番 議長9番

議 長 9番 上野委員

9 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に農業用施設を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われ。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第7号 農地法第4条の規定による許

可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

---

議長 日程第13 議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和3年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第8号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が6件、利用権の設定が1件でございます。はじめに、所有権移転を説明いたします。  
整理番号3の11の1の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で10,820㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。  
整理番号3の11の2の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,695㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。  
整理番号3の11の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇番の〇、田で1,404㎡他計4筆ございまして15,995㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。  
整理番号3の11の4の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、

南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5, 265㎡他計3筆ございまして69, 391㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の11の5の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7, 977㎡他計6筆ございまして84, 604㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の11の6の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5, 568㎡他計20筆ございまして122, 047㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に利用権の設定、整理番号3の11の1の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で16, 100㎡他計2筆ございまして44, 605㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇月〇日までの〇年間となります。以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第8号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する

ことに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第18回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしましたと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第18回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後1時40分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

5 番